

記

一 経過

本月十二日芬資以方ヨリ當廳調停課ニ調停（法外）
ヲ願出タルヲ以テ調停ノ結果左記條件ニテ解決シタリ
解決條件

- (1) 工場主ハ特ニ今回發表シタル工賃値下ヲ取消スコト
 - (2) 工場主ハ年末慰勞ノ意味ニ於テ金百圓ヲ支給スルコト
 - (3) 従業員ハ誠實ニ勤務スルコト
- 右及申（通）報候也

年	5.1.23
日	5.1.23

労社第三一八二號
昭和四年十二月二十日

監査総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 宮 殿
京都府河原町赤川久府縣知事 殿

概本鑄造所第ニ工場此所働ノ手続ニ関スル件

（要旨）
（1）本所カ之ヲ拒絶セルヲテハ（1）所自制度改善ノ爲メ額クシテ示ス
（2）（1）ノ解決ニシテハ（2）所自制度改善ノ爲メ額クシテ示ス

標記工場之此所働ノ手続發シ（1）（2）ノ解決ニシテハ（2）所自制度改善ノ爲メ額クシテ示ス
記ノ通ニ有之

（1）（2）ノ解決ニシテハ（2）所自制度改善ノ爲メ額クシテ示ス
在京都府河原町赤川久府縣知事 殿